

「第28回児童生徒地図作品展」作品募集要項

1 目的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励し、地図に関する興味や関心、活用能力を高めることを願って、この作品展を開催します。

2 主催 岐阜県図書館

3 後援 国土交通省国土地理院 (一財) 日本地図センター 日本地理学会 岐阜地理学会

4 協賛 (公財) 国土地理協会

5 応募資格

県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に在籍する児童生徒で、個人またはグループ

6 出品作品

一定の主題が表現されている地図作品(生活科マップ、分布図、立体地図など)

7 応募方法

- ・在籍する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を通して出品してください。
- ・出品作品には、作品の右下に出品票(別紙様式1)を貼付してください。
- ・作品の搬入・搬出は、出品者の在籍する学校職員をお願いします。
- ・搬入時に全作品の出品票の控え1部ずつと出品作品一覧表(別紙様式2)1部をご提出ください。
*別紙様式1及び2は、岐阜県図書館ホームページからもダウンロードできます。
- ・郵送による受付も行っています。また、作品の返却方法は、出品作品一覧表(別紙様式2)に記載欄がありますので、必ずご記入ください。郵送による返却は、着払いでの発送となります。

8 受付期間

令和4年8月30日(火)から9月13日(火)まで、締切厳守をお願いします。

[ただし、9月5日(月)・9月12日(月)は休館日のため受付できません。]

9 受付(搬入)先

岐阜県図書館2階 郷土・地図情報カウンター

10 作品審査

入賞作品15点、入選作品45点を選定します(原則)。

審査委員会において審査を行い、入賞・入選作品を決定します。ただし、応募作品が多数となった場合は、予備審査を実施し、審査委員会に諮る作品を選定します。

入賞作品の一部を「全国児童生徒地図優秀作品展」へ出品します。

○審査委員

- ・岐阜県図書館特別顧問
- ・一般財団法人日本地図センター顧問
- ・国土交通省国土地理院中部地方測量部長
- ・岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課長
- ・岐阜県小中学校教育研究会のうち、地図に関連する研究部会の代表者
- ・岐阜県高等学校教育研究会のうち、地図に関連する研究部会の代表者
- ・岐阜県図書館長
- ・その他岐阜県図書館長が必要と認める方々

○審査日 令和4年9月30日(金)

11 審査の観点

- 企画画 ・調査研究目的が明確であるか。
- 情報収集 ・目的に応じた適切な調査によって情報を集めているか。
- 整理・解析 ・集めた情報を科学的な知識をもとに論理的に分析しているか。
- プレゼンテーション ・調査結果や研究の過程を効果的に地図または地図作品に表現しているか。

12 表彰・展示

入賞・入選作品は「第28回児童生徒地図作品展」においてその作品を展示するとともに、入賞作品については表彰を行います。

(1) 作品展 期間：令和4年10月29日(土)から11月20日(日)まで

(ただし、休館日は入場できません。)

場所：岐阜県図書館 2階 企画展示室Ⅱ

(2) 表彰式 令和4年11月6日(日) 岐阜県図書館 多目的ホール

(3) 表彰作品	岐阜県知事賞	1点	岐阜県教育長賞	1点
(予定)	国土交通省国土地理院長賞	1点	日本地理学会会長賞	1点
	一般財団法人日本地図センター理事長賞	1点	岐阜地理学会会長賞	1点
	岐阜県図書館長賞	1点	奨励賞	8点

(裏面もお読みください)

13 出品についての注意

(1) 出品物の規格は、壁面に掲示できる作品は206.0×145.6cm(B0用紙2枚分)、厚さ5cm以内、その他の作品は個々の作品(パーツ)を直方体の箱に入れた時に3辺の合計が180cm以内

***規格外の作品は受付できませんので、必ずご確認ください。**

(2) 危険物や腐敗しやすい作品、壊れやすい作品、個人情報漏洩のおそれのある作品、規格外の作品とならぬよう配慮ください。

(3) 1テーマにつき出品作品が2個以上ある時は、それぞれに出品票を添付し、個数・番号(例:3個のうち1個)を付けてください。ただし、出品作品の説明は、出品票の一つに記入すればよいこととします。

(4) 入賞作品の一部は、国土交通省国土地理院主催「全国児童生徒地図優秀作品展」へ出品します。

14 入賞・入選作品の取扱い

(1) 県が受賞作品を利用するに当たって、受賞者の氏名の表示をします。表示する氏名は出品票によるものとします。

(2) 県が受賞作品を利用するに当たり、その利用形態に応じて受賞作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、これらの改変であっても、受賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。

(3) 県は前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。

(4) 受賞作品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利を言います。以下同じ。)は、受賞者に帰属します。

(5) 県は、受賞作品を独占的に利用できるものとします。

(6) 県は、受賞作品を次に掲げる利用目的に利用できるものとします。

岐阜県図書館の作成する作品展の記録集、ポスター、ホームページ、CD-ROM及び岐阜県図書館の主催する行事などで、その作品の画像を使用します。

—問い合わせ先—

岐阜県図書館サービス課 郷土・地図情報係

〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1

TEL 058-275-5111 FAX 058-275-5115

E-mail mapstaff@library.pref.gifu.jp

URL <http://www.library.pref.gifu.lg.jp>